No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	第26回参議院議員 通常選挙にかかる期 日前投票所用弁当経 費の買入経費の支出 について	参議院議員 選挙費	株式会社ほっか ほっか亭総本部	84,150	令和4年6月22日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第1号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所用弁当買入

2 契約の相手方

株式会社 ほっかほっか亭総本部

3 随意契約理由

当区では第 26 回参議院議員通常選挙の実施にあたって、期日前投票所用 弁当の買入及び当日投票所用弁当の買入については、その性質が価格競争に 適さないものとし、公募型コンペ(以下、コンペという。)によって弁当調 達業者を選定予定であった。

しかし、期日前投票所用弁当の買入については、コンペへの参加申込期限 日までに参加申込がなく不調に終わった。

これに対し、当日投票事務所用弁当の買入については、コンペへの参加申込が1者あり、企画提案審査により株式会社ほっかほっか亭総本部を契約相手方として選定した。

期日前投票所用の弁当調達に向け、コンペにより当日投票所用弁当の買入の契約相手方に算定された株式会社ほっかほっか亭総本部に、期日前投票所用弁当の買入にも対応可能であるのか及び期日前投票所用弁当買入のコンペに参加しなかった理由を確認したところ、今回のコンペでは期日前投票所用弁当と当日投票所用弁当をそれぞれ別案件として業者を選定するものであったため、一日あたりの弁当の発注数や配送コストの理由から、当日投票所弁当買入にのみ参加したが、期日前投票所弁当と当日投票所弁当を併せての買入契約であれば対応可能であるとの回答であった。

本来であれば、期日前投票所用弁当の買入について、再度のコンペにより 広く業者を公募した上で選定すべきところであるが、期日前投票は6月23 日が開始日となるため、再度のコンペの実施は日程上困難である。

本案件については、契約予定価格が84,150円であり、契約規則第17条に規定する額を超えず、また、上記の内容から契約規則第17条の3のただし書に規定する「急施を要するときその他やむを得ない理由があるとき」に該当することから、コンペにより当日投票所用弁当の買入の契約相手方に選定された、株式会社ほっかほっか亭総本部と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第1号

5 担当者

鶴見区選挙管理委員会事務局